(参考) 法務省政策評価に関する基本計画 新旧対照表

 $\bigcirc$ 

(下線部分は変更部分)

田	平成26年4月25日法務大臣決定 (平成30年4月1日最終改定) 法務省政策評価に関する基本計画	1 <b>計画期間</b> 本基本計画の計画期間は, <u>平成26年度 までの</u> 5年間とする。	4 政策効果の把握に関する事項 (1) 政策効果の把握に当たっては、可能な限り定量的な把握に努める。定量的な把握が困難な場合又はそれがある。 れが客観性の確保に結び付かない場合においては、 定性的な把握を行うこととするが、その場合にあっても、可能な限り客観的な情報・データや事実に基づいた担握を行うよう留意する。 たたし、求めるべき情報、その情報の分析に必要なコストを 本精度及び情報の収集並びに分析に必要なコストを 事前に検討し、政策効果の把握に要するコストが過 度に増大しないよう配慮する。	別紙       大臣官房秘書課       同人事課       同会計課       同国際課
新(案)	平成31年 月 日法務大臣決定法を登りませる 単一 法務省政策評価に関する基本計画	31年	4 政策効果の把握に関する事項 (1) 政策効果の把握に当たっては、証拠に基づく政策 立案 (Evidence-based Policymaking) の観点から可能な限り定量的な把握に努める。定量的な把握が困難な場合又はそれが客観性の確保に結び付かない場合においては、定性的な把握を行うこととするが、その場合にあっても、可能な限り客観的な情報・データや事実に基づいた把握を行うよう留意する。ただし、求めるべき情報、その情報の分析に必要な指度及び情報の収集並びに分析に必要なコストを事前に検討し、政策効果の把握に要するコストが適度に増大しないよう配慮する。	別紙       大臣官房秘書課       同人事課       同会計課       同国際課

同施設課	同施設課
同司法法制部	同司法法制部
民事局(法務局及び地方法務局を含む。)	民事局(法務局及び地方法務局を含む。)
刑事局	刑事局
籍正局(矯正研修所,矯正管区,刑務所,少年刑務所,拘置所,	矯正局(矯正研修所,矯正管区,刑務所,少年刑務所,拘置所,
少年院,少年鑑別所及び婦人補導院を含む。)	少年院,少年鑑別所及び婦人補導院を含む。)
保護局(地方更生保護委員会及び保護観察所を含む。)	保護局(地方更生保護委員会及び保護観察所を含む。)
人権擁護局(法務局及び地方法務局を含む。)	人権擁護局(法務局及び地方法務局を含む。)
訟務局(法務局及び地方法務局を含む。)	訟務局(法務局及び地方法務局を含む。)
法務総合研究所	入国管理局(地方入国管理局及び入国者収容所を含む。)
出入国在留管理庁(入国者収容所及び地方出入国在留管理局を	法務総合研究所
含む。)	
公安調査庁(公安調査局、公安調査事務所及び公安調査庁研修	公安調査庁(公安調査局、公安調査事務所及び公安調査庁研修
所を含む。)	所を含む。)